

令和 8 年 監 査 公 表 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、本市の小中学校 4 校（大野南小学校・大野東小学校・大利小学校・大利中学校）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、定期監査（学校監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により結果を公表する。

令和 8 年 2 月 20 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦

大野城市監査委員 松 田 美由紀

学校監査の結果

1 監査の概要

大野城市監査基準（令和2年監委基準第1号）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年2月20日まで

(2) 監査の対象

ア 対象校

大野南小学校、大野東小学校、大和小学校、大和中学校

イ 所管課

教育総務課、学校・地域連携課、教育支援課

(3) 調査事項

ア 学校の概要及び「主要な行事の成果及び実績」について

イ ふるさと創生学校じまん事業について（令和6年度分）

ウ 児童生徒就学援助（学校長経由分）について

エ 令和7年度配当予算執行状況概要説明、個別調査事項について

オ 施設及び設備の管理簿について

カ 警備及び防火計画について

キ 文書の收受及び発送について（文書発収簿、公印使用簿）

ク 郵券類受払調査について

ケ 備品検査（備品台帳との確認）について

(4) 監査の着眼点

事務事業の執行が予算及び法令に基づき、当初の目的に沿い、適時適正に行われているかに主眼を置き実施した。

(5) 監査の方法

予備監査として、対象校及び所管課から提出された関係書類の確認及び説明聴取並びに令和8年1月8日に現地調査（文書や郵券類、備品の管理等）を実施した。

また、本監査として、令和8年1月21日及び1月30日に、監査委員室において対象校から説明を受け、質疑等を行った。

2 監査の結果

対象校から調査事項に関して説明を受け、関係書類により内容を監査した結果、各学校の財務に関する事務の執行に関しては、予算及び法令にのっとり、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や、改善を求めた事項については、今後、適正な事務処理が行われるよう対応を図りたい。

3 むすび

今回の学校監査を通じて、各学校が「教育目標」を掲げ、それを達成するための構想や体制を整えた上で、学校の伝統や地域性をいかした特色ある教育活動に取り組んでいる状況を確認することができた。これらの着実な努力を踏まえ、今後も未来を担う子どもたちが心豊かに成長できる教育の実現を目指し、学校・地域・行政が協力して教育を推進していくことを期待する。